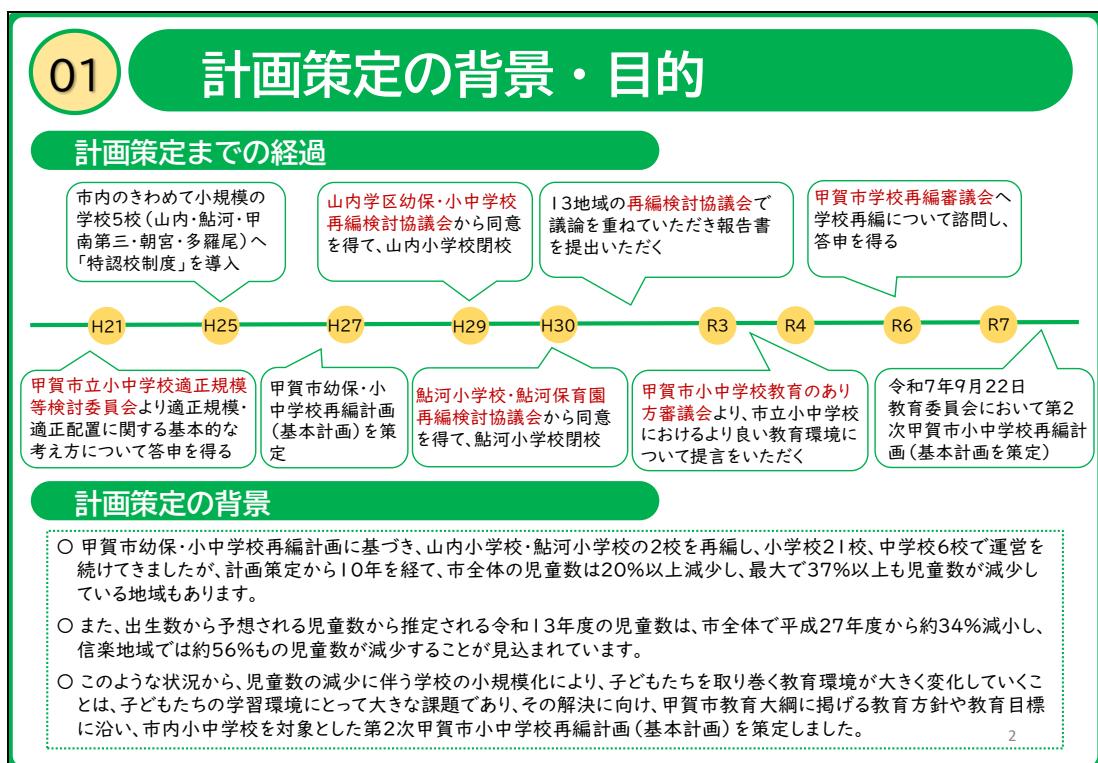


- 皆様、本日は、ご多忙の中第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定に係る説明会にお集まりいただきありがとうございます。
- 本日は、令和7年9月に策定いたしました再編計画の基本計画に基づき、本市における学校再編の方向性などについてご説明いたします。
- 説明は、本日受付でお配りしました資料に基づき説明いたしますが、前のスクリーンにも同じものを映しますので、見やすい方で確認くださいますようお願ひいたします。



- まず、計画策定の背景と目的についてご説明します。
- 計画策定に至るまでの経過についてです。
- 甲賀市は平成16年の5町合併時、小学校23校、中学校6校でスタートしました。全国的な少子高齢化や過疎問題等の社会現象は本市も同様であり、広範囲に配置された学校が小規模化の傾向にあり、地域事情による学校間の教育条件・環境の違いが顕著に現れ、多様な教育活動が展開できる一定の規模を持ったより充実した教育環境づくりが求められていきました。
- そのような中、平成21年には、甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会より、学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方について委員会から答申を得ました。
- その後、平成25年に市内のきわめて小規模の学校である5校（山内、鮎河、甲南第三、朝宮、多羅尾小学校）へ特認校制度を導入しました。
- そして、平成27年3月に、甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）を策定し、再編対象となる各地域において、「再編検討協議会」を設置いただき、議論を重ねていただきました。そこで同意のあった山内小学校、鮎河（あいが）小学校が平成29年、30年に閉校となりました。
- その後、市内13地域の再編検討協議会から学校再編に対する報告書を提出いただきました。各地域の報告書の概要は、第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）の25ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。
- 全ての協議会から報告書をいただく中で、一部の地域では再編に理解をいただいたものの、多くの地域では学校の存続を望まれるものとなりました。

- 一方で、将来的な社会情勢の変化による学習環境への影響を心配される地域もあったことから、各地域からの報告書の内容を踏まえつつ、よりよい教育環境の整備に向け、甲賀市小中学校教育のあり方審議会へ、今後の甲賀市における小中学校教育のあり方について審議を依頼し、令和3年及び令和4年にそれぞれ提言をいただきました。提言書につきましては、第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)27ページから37ページに掲載しております。
- その後、令和6年度末には、「甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)」の計画期間が終了するなかで、少子化に伴う学校の小規模化や、学びの多様化など、子どもたちを取り巻く環境が変化しているという課題に対し、学校再編は避けて通れない状況であると考え、第2次甲賀市小中学校再編計画の策定について、甲賀市学校再編審議会へ諮問し、答申をいただきました。答申の内容については、第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)38ページから44ページに掲載しております。
- また、計画策定の背景として、児童数の減少はやはり見過ごすことができないものとなっています。
- 平成27年の当初計画策定時から、10年を経て、市全体の児童数は20%以上減少しており、中には37%以上も減少している地域もあります。
- また、出生数から推定される令和13年度には市全体で平成27年度から34%児童数が減少し、この信楽地域では56%減少と、この15年で子どもたちの数が半分以下となることが見込まれています。
- このように子どもたちをとりまく教育環境が大きく変化していくことは、子どもたちの学習環境にとって大きな課題であり、その解決に向け、甲賀市教育大綱に掲げる教育方針や教育目標に沿い、市内小中学校を対象とした、第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)を策定いたしました。
- なお、第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の14ページにおいて、信楽中学校区における学校再編の方向性として、現在改築工事が進められています、信楽小学校の工事完了に合わせ、5つの小学校を1つに再編することをお示ししており、令和10年4月の再編校開校に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

02-01
甲賀市の学校教育の現状

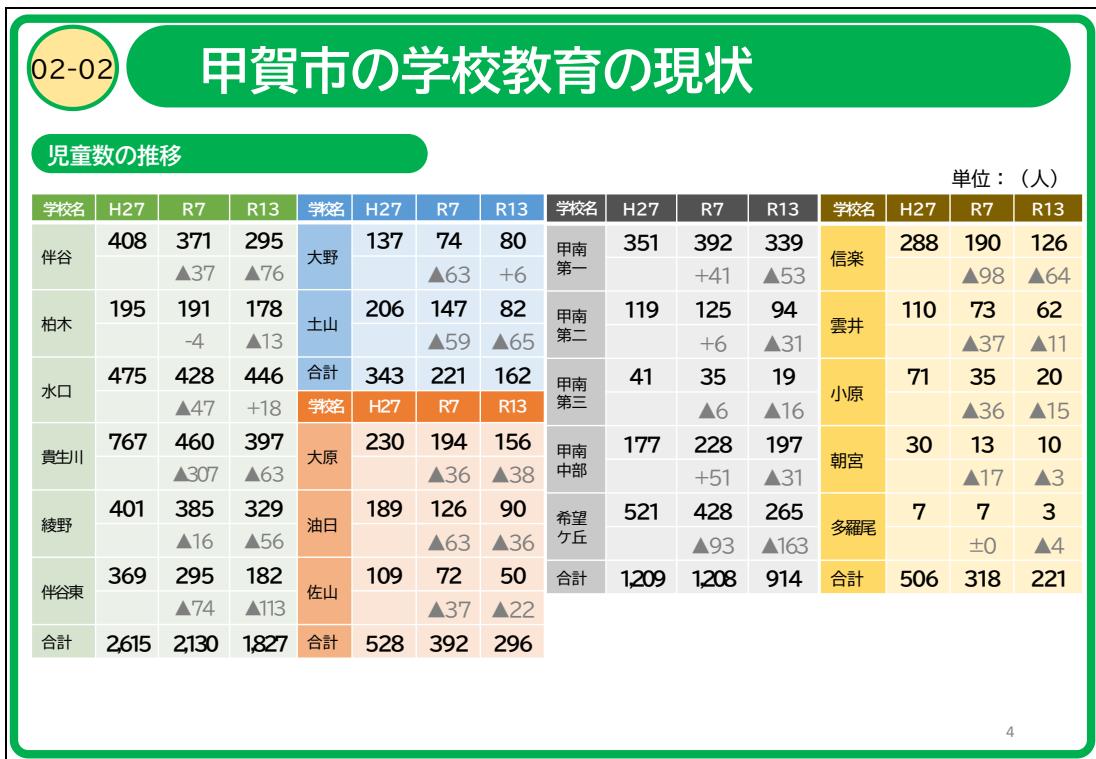
小学校(R7. 5.1現在)

学校名	児童数	学校名	児童数	学校名	児童数	学校名	児童数	学校名	児童数
伴谷	371人	大野	74人	大原	194人	甲南第一	392人	信楽	190人
柏木	191人	土山	147人	油日	126人	甲南第二	125人	雲井	73人
水口	428人			佐山	72人	甲南第三	35人	小原	35人
貴生川	460人					甲南中部	228人	朝宮	13人
綾野	385人					希望ヶ丘	428人	多羅尾	7人
伴谷東	295人								
合計	2,130人	合計	221人	合計	392人	合計	1,208人	合計	318人

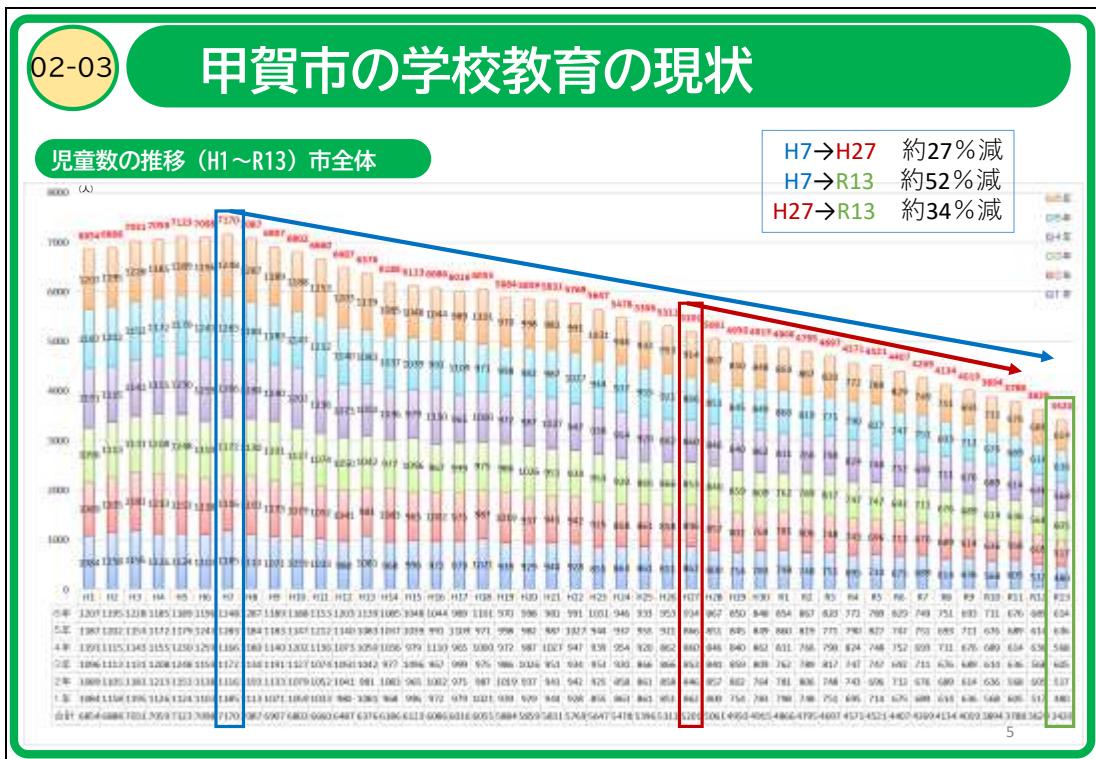
中学校(R7. 5.1現在)

学校名	生徒数	学校名	生徒数	学校名	生徒数	学校名	生徒数	学校名	生徒数
水口	738人	土山	132人	甲賀	220人	甲南	586人	信楽	181人
城山	354人								
合計	1,092人	合計	132人	合計	220人	合計	586人	合計	181人

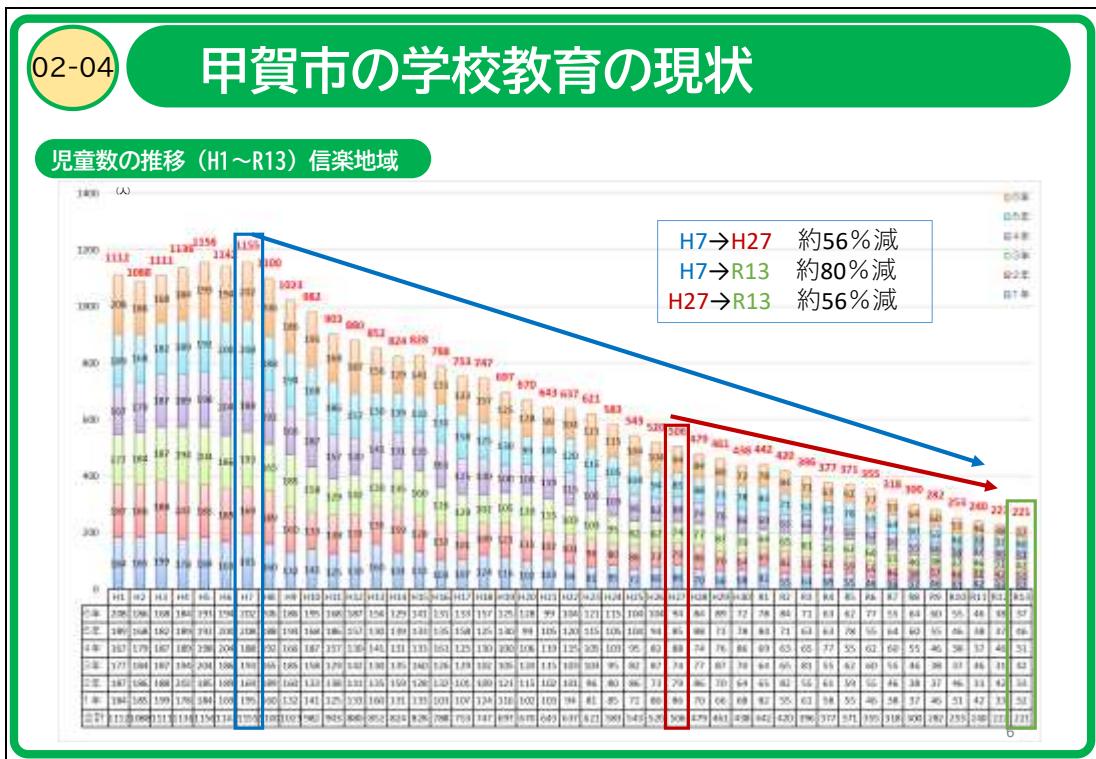
- 次に、学校教育の現状につきまして、先ほどの計画策定の背景でも触れました、現状の児童生徒数です。
- 令和7年5月1日現在の児童生徒数は、ご覧のとおりです。
- 信楽地域の児童生徒数は、小学校の児童数が、合計で318人、中学校の生徒数が181人となっています。



- 次に、甲賀市幼保・小中学校再編計画を策定した平成27年と第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)を策定した令和7年、そして予測可能な令和13年の児童数の推移をお示しました。
- 一部の学校では、令和13年時点で増加している学校もありますが、各地域とも児童数は大幅に減少する見込みであり、信楽地域では、平成27年と令和13年では、約60%近く児童数が減少し、市内で最も減少率が大きな地域となっています。



- 次に、平成元年から令和13年までの児童数をグラフで表したものです。
- 青色で囲っている部分は、平成に入ってから本市における児童数の最も多い時期、赤枠は甲賀市幼保・小中学校再編計画を策定した平成27年時点の児童数を示しており、緑枠は、現在出生数から見込まれる令和13年時点の児童数の見込みを示したものです。
- 市全体で、児童数がピークであった平成7年から平成27年の20年間で児童数は約27%減少しています。また、平成7年から令和13年では半減となる約52%の減少、平成27年から、令和13年の17年間では、約34%の児童数が減少しており、加速度的に市全体の児童数が減少していることがお判りいただけるかと思います。



- 次に、信楽地域の児童数です。
- 信楽地域では、市全体の児童数と同様に、平成7年頃をピークとして減少が始まっています。平成27年には約56%減、令和13年には約80%の減が見込まれています。

02-05 甲賀市の学校教育の現状

教職員等の配置

◎公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○ 学級編制の標準

- ・ 小学校…**1学級あたり35人**（1学級当たり35人までは教員1人が標準）
2学年の合計が16人以下の場合、1学級を編制する。（1年生が含まれる場合は8人以下）
（2学年合計が16人以下の場合、2学年で教員1人が標準 → 「複式学級」）
- ・ 中学校…1学級あたり40人（1学級当たり40人までは教員1人が標準）
※令和8年度以降、35人へ順次改正される予定

➢学校教職員は、法律及び県基準に基づき、児童生徒数や学級数に基づき、県教育委員会から配置されます。

◎市の取り組み

子どもたちの『確かな学び』、『学校生活における様々な不安の解消』、『日本語指導や外国語指導への対応』等に対応するため、様々な支援員や講師を配置しています。

＜配置している主な支援員等＞

巡回指導員、特別支援学級支援員、通級指導教室指導員、不登校・いじめ対策指導員、スクーリングケアサポーター教育支援センター支援員、母語支援員、日本語初期指導教室指導員、ICT教育（技術）指導員、小・すこやか支援員教科指導講師（英語）、スクールサポートスタッフ 等

その他、学校看護師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等も採用し、配置し、子どもたちの学びを支えています。

- 続けて、教員などの配置についてご説明します。
- まず、公立小中学校の学級編制や教職員の定数は、法律で定められ、定められた基準の中で配置されることとなっています。
- 学級編制、つまり1学年当たりの学級数をどのように決めるのかについては、特別支援学級に在籍する児童を除く、学年の児童数を35人で割った数で決ることとなります。
- また、児童数が少なく、2学年の児童数の合計が16人以下の場合、2学年で1学級を編制する「複式学級」となります。
- 学校教員の配置は、1学級あたり1人配置されることから、複式学級では、2学年分の担任を1名で担当することとなります。
- 学校教職員の配置については、教職員の採用を一括して県教育委員会で行っていることから、児童数や学級数に基づき、県教育委員会より配置されています。
- 次に、市の取り組みについてです。
- 子どもたちの確かな学びや、学校生活における様々な不安解消などに対応するため、ご覧のとおり、様々な支援員や講師を市独自で採用し、配置しています。

02-06 甲賀市の学校教育の現状

近年の教育現場に求められる対応

- 子どもたちの多様化への対応
(支援が必要な児童生徒、外国にルーツを持つ子ども、不登校児童生徒の増加)
→ 学びの多様化推進室の設置、教育支援センターの充実、スペシャルサポートルーム (SSR) の全小学校設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実
- 児童生徒の学習意欲向上への対応
→ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やデジタル基盤の効果的な活用
- 加速度的に進展するICT化への対応
→ 一人1台端末の整備が完了、AIドリルの活用により、個別最適な学びへの対応を強化
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保障に向けた対応
→ 第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定
- 学校及び教員が担う業務範囲の拡大による負担増への対応
→ 特に小規模・きわめて小規模の学校では、正規教員が少ないことにより一人当たりの負担が深刻
- 教員の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教員不足の深刻化への対応
→ 講師採用の困難さが市内全域で深刻な状況、教職員の働き方改革の推進

- 次に、近年、教育現場に求められている対応と、現在の対応策についてです。
- まず、子どもたちの多様化への対応、これは、外国にルーツを持つ子どもたちや、不登校や不登校傾向の子どもたちの増加への対応についてです。
- こちらについては、令和6年度より、学校教育課の中に、学びの多様化推進室を設置し、不登校や不登校傾向の児童生徒の情報収集・分析を行い、適切な対応を行えるよう対応を強化したほか、水口、信楽に設置している教育支援センターの充実、市内全小学校へのスペシャルサポートルームの設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実により、子どもたちの多様化への対応を進めています。
- 次に、児童生徒の学習意欲向上への対応です。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やデジタル基盤の効果的な活用により、子どもたちの学習意欲向上に向けた取り組みを進めています。
- 次に、加速度的に進展するICT化への対応に対しては、すでに、全小中学生に対して、1人1台のタブレット端末の配備が完了しているほか、AIドリル等の活用により、子どもたちの習熟度等に合わせた個別最適な学びへの対応を強化しています。
- また、少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保障に向けた対応としては、まさに、今、お示ししている第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定により、対応を進めております。
- 続けて、学校及び教員が担う業務範囲の拡大による負担増への対応についてです。
- 報道等でもあるように、現在、教員1人にかかる負担が非常に増えています。子どもたち一人一人に関わる時間を増やすためにも、教員の負担軽減に向けた取り組みが必要ですが、特に小規模校やきわめて小規模の学校では、正規教員が少ないことから、一人当たりの

負担が深刻になっています。

- 最後に、教員不足の深刻化についてです。
- 全国的にも教員不足が問題となっていますが、本市でも同様であり、深刻な状況です。また、教職員の働き方改革についても推進していく必要があります。

03-01 甲賀市がめざす学校教育

甲賀市の教育方針・教育目標（甲賀市教育大綱）

◎ 教育方針
『たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる』

◎ 教育目標
①ともに学び ともに育ち ともに生きる
②豊かな心と健やかな体を育む
③郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

甲賀市の学校教育がめざすもの（甲賀市学校教育の指針）

『いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども』
(わかる できる のびる つどう ~学ぶ楽しさを実現するために~)

◎ 推進のための5つの柱
①学ぶ楽しさを実感し、確かな学力を育む教育の充実
②豊かな人間性や社会性を育む教育の充実
③健やかな心身とたくましい体力を育む教育の充実
④地域に開かれた特色ある学校づくりと小中連携・一貫教育の推進
⑤笑顔で児童生徒と向き合い、学び続ける教職員の育成

- 次に、本市がめざす学校教育についてご説明します。
- まず本市のめざす学校教育の考え方の大きな指標として、甲賀市教育大綱並びに学校教育の指針があります。
- 教育大綱とは、各地方公共団体の長が、教育基本法に定められた基本的な方針を考慮して、各地方公共団体の教育や学術、文化の振興に関する総合的な施策の根本として定めたものです。
- この教育大綱は、市長と教育委員会で構成する甲賀市総合教育会議で、議論され決定されたものです。
- 甲賀市教育大綱は、甲賀市教育の理念であり、その理念に基づき、実際に学校教育がめざすものを定めたものが、「甲賀市学校教育の指針」です。
- 学校教育の指針で定める本市のめざす学校教育は、「いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども」であり、そのめざす学校教育を実現・推進するために、5つの柱を設定しています。



- こちらが令和7年度の学校教育の指針を図式化したものになります。
- 先程説明しました、めざす学校教育の推進のための5つの柱のもと、それぞれの柱を実現するための様々な教育施策を進めています。

04-01 再編計画(基本計画)の基本的な方針

再編計画(基本計画)の基本的な考え方

市の基本的な行動計画を基本に据えながら、**次代を担う子どもたちにより良い教育を提供することを最優先**として策定します。また、子どもたちの「生き抜く力」を育む教育環境を着実に整備していくため、今後、**保護者や地域の参画**を得ながら取り組みます。

【市の基本的な行動計画】

○ **第2次甲賀市総合計画 第3期基本計画**

基本構想で示す未来像 「あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」
基本計画で示す施策 「こどもの可能性無限大プロジェクト」

○ **第4期甲賀市教育振興基本計画**

教育施策の柱 「学校教育の充実」、「教育環境の整備」

再編計画(基本計画)に基づく取り組み

再編計画(基本計画)では、**学校再編**という手段を用いて、一定の人数の集団を確保することで、市がめざす学校教育の実現を図り、確かな学力の保障をはじめとする「子どもたちの確かな育ち」につなげる教育環境の整備に取り組みます。

- 次に再編計画の基本的な考え方についてご説明します。
- 市の基本的な行動計画を基本に据えながら、次代を担う子どもたちにより良い教育を提供することを最優先としています。
- また、子どもたちの「生き抜く力」を育む教育環境を着実に整備していくために、今後保護者の皆様や地域の皆様の参画を得ながら取り組みたいと考えています。
- ここで言う市の基本的な行動計画とは、市の最上位計画である第2次甲賀市総合計画 第3期基本計画です。
- 総合計画の基本構想において未来像を掲げ、その未来像を達成するための基本計画で示す施策として「こどもの可能性無限大プロジェクト」に取り組むこととしています。
- また、甲賀市教育の指針となる第4期甲賀市教育振興基本計画における教育施策の柱として「学校教育の充実」また「教育環境の整備」を掲げています。
- これらの行動計画を基本に据えながら、取り組みを進めることを基本的な考え方としています。
- 続いて、再編計画に基づく取り組みについてです。
- 本計画では、「学校再編」を行うことが目的ではなく、「学校再編」という「手段」を用いて、一定の人数の集団を確保することで、市がめざす学校教育の実現を図り、確かな学力の保障をはじめとする「子どもたちの確かな育ち」につなげる教育環境の整備を目的として取り組むものです。

04-02

再編計画(基本計画)の基本的な方針

再編計画(基本計画)策定の観点

甲賀市小中学校教育のあり方審議会の提言、甲賀市学校再編審議会の答申、また、新しい学習指導要領の改訂を見据えた環境整備実施のため、特に以下の観点で再編計画(基本計画)を策定しました。

- ① 学習者である子どもの学習環境の整備を最優先とします。
- ② 一定の人数の集団のもとで教育を行うため、きわめて小規模の小学校の再編を最優先として取り組みます。
- ③ 学校再編に伴う保護者負担を可能な限り軽減します。

基本計画と実施計画

(1) 基本計画

- ・市がめざす学校教育を実現するためのより良い教育環境の整備について、その取り組みの方向性を示すものです。基本計画をもとに、保護者等の皆様に方向性について説明し、将来にわたる教育環境の整備(再編)についてご理解をいただきながら進めます。

(2) 実施計画(再編校アクションプラン)

- ・基本計画に基づいて、再編を実施する学校における学校教育や、校章・校歌、通学手段等のより具体的な環境整備を示す計画として、保護者等の意見を反映した実施計画(再編校アクションプラン)を策定します。

12

- また、再編計画(基本計画)の策定に当たっては、次の3点を特に重視して策定しております。
- 1点目は「学習者である子どもの学習環境の整備を最優先とする」こと
- 2点目は「一定の人数の集団のもとで教育を行うため、きわめて小規模の小学校の再編を最優先として取り組む」こと
- 3点目に「学校再編に伴う保護者負担を可能な限り軽減すること」です。
- パブリック・コメント等でいただいたご意見の中にも、市の財政状況を要因として再編を進めるのではというご意見も有りましたが、再編計画策定に当たっては、特に申し上げた3点を重視して策定しております。
- 次に基本計画と実施計画についてご説明します。
- タイトルにもありますように、今回策定いたしました計画は第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)として策定しております。
- 基本計画とは、市がめざす学校教育を実現するためのより良い教育環境の整備について、その取り組みの方向性をお示しするものです。まずは、本日開催しておりますように、この基本計画をもとに、保護者の皆様へ学校再編の方向性についてご説明し、将来にわたる教育環境の整備、つまり学校再編についてご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。
- 次に、実施計画、再編校アクションプランについてです。
- 実施計画は、基本計画に基づき、再編を実施する学校における学校教育や、校章、校歌、校名、また通学手段や通学路等のより具体的な環境整備を示す計画として、保護者の皆様

や地域の皆様のご意見を反映した計画として策定したいと考えています。

- 保護者の皆様や地域の皆様のご意見をいただく場、また検討や確認を行う場として、学校再編準備委員会を設置し、再編対象となる各小学校区から代表者の方を選出いただき組織してまいりたいと考えております。

04-03

再編計画(基本計画)の基本的な方針

実現可能な学校の姿

① 小中一貫教育の推進

- 義務教育9年間の育ちを見据え、小中で一貫性のある教育カリキュラムの編成により、系統的かつ継続的な取り組みを推進します。
- 教職員全員がめざすべき15歳の子どもの姿を共有し、一丸となってその成長を支えることができます。

② 探求型系統的学習

- 各学校ごとに取り組んできた「地域学」を生活科や総合的な学習の時間等のカリキュラムとして体系化することで、小中9年間にわたり、広く探究が可能となり、故郷に誇りをもつ子どもたちを育むことができます。

③ たくましい個と豊かな集団の育成

- 子どもたち一人ひとりの育成には、個々の力の育成とともに、それぞれの良さを認め合い、強みを発揮しながら、個々がつながり、互いに補い合いながら課題を解決するチームの形成、集団の学びが重要です。
- 「令和の日本型教育」として、「個別最適な学び」と「協働の学び」として示されるように、将来にわたり、必要不可欠な資質を着実に育成することができます。

④ 地域とともに育つ子どもと教職員

- クラス内の交流や異学年交流、地域交流などを通して多くの人と交わり、子どもたちは社会性を育みます。また、教職員は地域との関わりを深めることで、より充実した教育活動が可能となります。
- 多くの教職員が協同して、指導力の向上をめざすことで、高い教育効果を得ることができます。

13

- 再編計画の推進にあたって、実現できると考えている学校の姿は次の通りです。
- まず、小中一貫教育の推進です。
- 義務教育9年間の育ちを見据えて、小中で一貫性のある教育カリキュラムを編成し、小中間で系統的かつ継続的な取り組みを推進します。
- まずは、生活科や総合的な学習の時間について、一貫性のあるカリキュラムを編成します。
- また、教職員全員が義務教育の最終学年である15歳の子どものめざすべき姿を共有することで、一丸となって子どもの成長を支えることができると考えています。
- 次に探求型系統的学習についてです。
- 各学校ごとに、生活科や総合的な学習の時間の中で、「地域学」に取り組んでいます。
- 例えば、信楽小学校であれば「信楽焼」、雲井小学校であれば「紫香楽宮」と各小学校区の地域性や特色を生かした学習を行っています。
- 学校再編を行うにあたっては、これまで各学校で行ってきた地域学の取り組みやエッセンスを受け継ぎ、小中9年間の中で、中学校区内の各地域のことや特色を体系的に学ぶカリキュラムを編成し、広く探究するとともに、ふるさとに誇りをもつ子どもたちを育成できると考えています。
- 再編により、各校の特色ある教育が失われるのではなく、より、多くの子どもたちに特色ある教育を受けていただくことが可能になるとお考えいただければと思います。
- 3つ目に、たくましい個と豊かな集団の育成です。
- 子どもたち一人ひとりの育成には、個々の力の育成ももちろん必要ですが、それぞれの良さを認め合い、強みを発揮しながら、それぞれの個が繋がり、互いに補い合いながら課題を解決するチームの形成、集団の学びが重要です。

- もちろん、小規模校やきわめて小規模な学校でもこの取り組みができないわけではありませんが、接する相手や触れる他者の作品や成果が多いほど、子どもたちは日常的に多様な価値観を吸収し、自分のものとしていくことが可能となります。
- 「令和の日本型教育」として、「個別最適な学び」と「協働の学び」として示されるように、将来にわたり必要不可欠な資質を着実に育成することができます。
- 4点目に地域とともに育つ子どもと教職員です。
- 3点目でも触れましたが、クラス内の交流や、異学年交流、地域交流などを通して、多くの人と交わることにより、子どもたちは社会性を育んでいきます。
- また、教職員は、地域の方との関わりを深めることにより、地域学や学校運営そのものについて、より充実した教育活動が可能となります。
- 各校に配置された教職員も一つのチームであり、より多くの教職員が協同して、切磋琢磨し指導力の向上をめざすことにより、高い教育効果を得ることができますと考えています。

05

子どもたちへの配慮

再編に伴う配慮

再編に伴い、新しい環境に出会う子どもたちにとって、再編校が魅力ある学校となるようにしつつ、子どもたちの心理面や学習・生活面に十分な配慮が必要です。

- 各種行事の合同実施や合同学習等を通して、再編の対象となる学校間の交流を実施するなどし、新しい人間関係作りに積極的に取り組みます。
→ 学校再編の実施までに、再編対象校の子どもたちが一堂に会する交流事業を複数回開催することや、実際にバスに乗車してスクールバスで通学することを想定した体験等も計画しています。
- 再編後、安全安心で充実した教育環境を整えるための人員や子どもたちの心理的ケアを行う人員の配置などについて、国や県の制度を活用しながら、一定の間、配置を行います。
→ 学校再編後の加配教員の配置活用や、必要に応じた支援員の配置を行います。
- 通学距離が再編により遠距離となる児童については、スクールバスの導入等、保護者の皆様と協議を行い、調整します。
→ バス事業者への完全委託、運行業務のみの一部委託、市直営による運行等、様々な手法を庁内組織で検討しています。

14

- ここまで再編によりどのような変化があるのか、またどのような効果を見込んでいるのかなどについてご説明してまいりました。
- 一方で、子どもたち、特に在学中に学校再編を迎える子どもたちにとって、新しい学校への期待、そして、少なからずストレスや環境の変化への戸惑いがあると考えており、子どもたちへの心理面や学習・生活面に十分な配慮が必要であると考えています。
- 特にこれまでの意見交換会やパブリック・コメントなどでご心配いただいているものについて、検討状況をご報告いたします。
- まず、これまで、別々の学校で学んできた子どもたちにとって、新しい友だちの存在は楽しみでもあり、また不安も大きいと思われます。そのため、少しでも不安を解消し、再編校で会えることが楽しみになるよう、学校再編実施までに、行事の合同実施や合同学習等を開催し、新しい人間関係作りに積極的に取り組みます。また、実際にバスに乗車し通学することを想定した体験等も計画しています。
- 次に、子どもたちの心理面に対する配慮についてです。
- 学校再編の実施は、学習環境が大きく変わることで、子どもたちに少なからずストレスがかかってしまうことも考えられることから、学校再編後の加配教員の配置等、国や県の制度も活用しながら、しっかりとケアを行える体制を作りたいと考えています。
- 最後に、再編により遠距離となってしまう子どもたちの通学手段についてです。
- 1点目でも触れましたが、スクールバスの導入について、現在、庁内組織において検討しており、後に詳しく説明いたします。

06-01

小中一貫教育について

小中一貫教育の定義

○ **小中連携教育**（これまでの甲賀市の取り組み）
小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

○ **小中一貫教育**（これからめざす取り組み）
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

※文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き（H28.12.26）

制度化された小中一貫教育の基本形

○ **義務教育学校**
一人の校長のもとで、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校

○ **小中一貫型小・中学校**
組織上、独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を実施する学校
施設の形態については、一体型・施設隣接型・施設分離型のいずれも可能です。

- 次に小中一貫教育について、ご説明します。
- まず、小中一貫教育の定義についてです。
- これまでの甲賀市の取り組みは「小中連携教育」を進めてきました。
- これは、小・中学校段階の教職員が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざすものです。
- 例えば、中学校教員の小学校への派遣授業や、中学校への体験入学時の授業体験などにより中学校進学時のギャップ解消等に取り組んでいます。
- 一方、これからめざす取り組みは「小中一貫教育」です。
- これは、小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育と定義づけられています。
- 小中一貫教育を導入する学校には、二つの基本型があります。
- まず、義務教育学校。これは、1人の校長のもとで、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校です。
- 次に、小中一貫型小・中学校。これは、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を実施する学校です。施設の形態については、一体型、施設隣接型、施設分離型のいずれも可能となっています。

06-02 小中一貫教育について

甲賀市の小中一貫教育

○取り組みを進めている小中連携教育のうち、小中一貫教育として、小中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた系統性、連続性のある学びを実現する中学校区で統一した教育課程（教育計画）を編成して、取り組む教育です。

具体的な取り組み

① 小・中学校で校長を中心に、小中一貫教育を進める組織を作り、共有する「めざす子ども像」を明確にしつつ、小・中学校の教職員が共有して取り組みます。

② 甲賀市の小・中学校で取り組む、各地域についての「良さ」や「魅力」を知り、諸問題の解決に探究的に取り組む「地域学※」を中心とした「総合的な学習の時間」等について、中学校区統一のカリキュラム（教育課程）を編成し、9年間を見通した小中一貫教育を実践することを進めます。

※ 地域学とは…地域社会の一員としての自覚を持ち、ふるさと甲賀をよく知り、諸問題に目を向け、主体的、創造的、協働的に取り組むことで、よりよく問題を解決する資質や能力を育て、自己の生き方を考え、子どもたちがふるさとに誇りを持って未来を切り拓く力を身に着ける姿をめざす学習です。

- では、今後、甲賀市ではどのような小中一貫教育に取り組むのか。
- これまでの説明の繰り返しになりますが、本市で進める小中一貫教育は、小中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた系統性、連続性のある学びを実現する「中学校区」で統一した教育課程を編成して取り組む教育です。
- 具体的な取り組みといたしましては、各中学校区の小・中学校の校長を中心に、小中一貫教育を進める組織を作り、「めざす子ども像」を明確にしつつ、小・中学校の教職員が共有して取り組みます。
- 2点目として、甲賀市の小・中学校で取り組む、各地域についての「良さ」や「魅力」を知り、諸問題の解決に「探究的に取り組む『地域学』」を核とした総合的な学習の時間などについて、各中学校区統一のカリキュラムを編成し、9年間を見通した小中一貫教育を実践することを進めます。
- これまでから、たびたび申し上げている「地域学」についてですが、地域学とは、地域社会の一員としての自覚を持ち、ふるさと甲賀を良く知り、諸問題に目を向け、主体的、創造的、協働的に取り組むことで、よりよく問題を解決する資質や能力を育て、自己の生き方を考え、子どもたちがふるさとに誇りを持って未来を切り拓く力を身に着ける姿をめざす学習のことです。

06-03 小中一貫教育について

小中一貫教育のイメージ（施設類型含む）

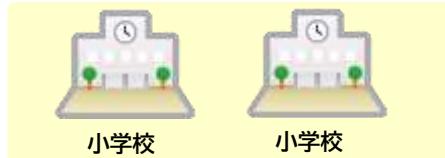


施設一体型



中学校 小学校

施設隣接型



小学校 小学校



中学校

施設分離型

【施設】中学校区によって異なる（一体型・隣接型・分離型）
【形態】独立した小学校・中学校が連携して取り組む小・中一貫型
【学年区分】現在の6・3制から例えば4・3・2制などに設定できる（現時点では6・3制を維持）
【教育課程】9年間の一貫したカリキュラムを編成

17

- こちらは小中一貫教育のイメージ図です。
- 施設一体型は、まさに同じ施設の中に小中学校が設置されている状態です。
- 施設隣接型は、小学校と中学校の施設が、それぞれ隣り合った場所に設置されている状態です。
- そして、施設分離型は、小中一貫校として、中学校区内で統一したカリキュラムを編成しますが、各校が離れた場所に設置されている状態です。
- 今後、市内全域で小中一貫教育を推進していくますが、施設の形は各中学校区ごとで各地域の施設設置状況や再編の状況、児童生徒数等を見極めたうえで、それぞれ最適な形で設定してまいります。
- また、学校の形態及び学年区分については、将来的に義務教育学校の創設を見据えながらも、独立した小中学校が連携して取り組む小中一貫型の形態をとり、これまでと同様に6・3制を維持したいと考えています。

06-04 小中一貫教育について

再編校による地域学の実例

The image shows two educational displays from a newly consolidated school. The left display is for grades 1, 2, and 6, and the right display is for grade 3. Both displays feature various photographs and text describing regional studies projects. The left display includes sections for '1年 まちの土産 ～未来へつなぐ～ 3校の校歌を1つに' (Grade 1: Local specialties for the future - combining the school songs of three schools into one), '2年 まちたんけん' (Grade 2: Local investigation), and '6年 歴史学習' (Grade 6: History study). The right display includes sections for '3年 カブトムシの里へ' (Grade 3: To the village of the beetle), '3年 世界中の合同学習' (Grade 3: Global collaborative learning), and '3年 世人チーム「つながり」さん 法螺' (Grade 3: Community team 'つながり' playing the法螺). A vertical column on the left also lists 'まちの植物 調査' (Local plant investigation) and '福祉体験学習' (Welfare experience study). The number '18' is visible in the bottom right corner of the slide frame.

- ここで、実際に学校再編を行い、山内小、鮎河小、土山小学校が新たな学校区となった土山小学校の地域学の実例をご紹介します。
- 全てを細かくご説明するのは、時間的な都合上難しいですので、再編された山内、鮎河地域に関連する部分を抜粋してお伝えいたします。
- まず、1年生では、入学後、土山小学校の校歌とともに、3校の校歌を1つにした歌を覚え、音楽集会等で全校で歌えるようにしています。
- また、3年生では理科の発展学習として、山内地域にあるカブトムシの里へ伺います。

06-05 小中一貫教育について

再編校による地域学の実例



19

- 5年生では、山内地域の田んぼをお借りして、田植え、稻刈りなどの体験を地域の方のご協力をいただきながら実施しています。

06-06

小中一貫教育について

再編校による地域学の実例



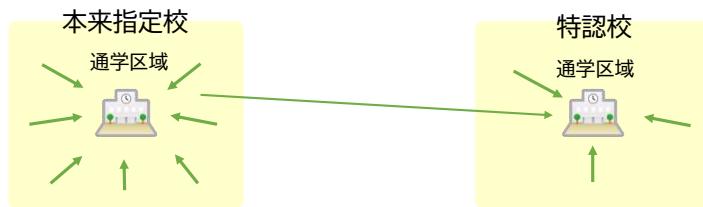
- 4月には、鮎河地域にある桜の名所であるうぐい川へ全校で遠足に行き、地域の良さを知ることをしながらも、たてわり班にてウォークラリーや環境美化活動などを行っています。
 - このように、学校再編する前の地域の枠組みを広げ、再編した学校区も自分たちの地域として、その「良さ」や「魅力」を知り、ふるさとにして誇りを持てるよう、取り組みを進めています。

07-01

特認校に対する考え方

特認校制度とは

- 甲賀市特認校制度実施要綱(H24. 11.5制定)に基づき、特例的に市内全域から特定の小学校への就学を認める制度
 - ・学校教育法施行令により、教育委員会は自治体の設置する小学校が2つ以上ある場合、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならないと規定しています。
 - ・甲賀市では、「甲賀市立学校通学区域規則」を制定し、設置している各小中学校の通学区域を定め、通学区域内の学校を就学すべき学校として指定しています。
 - ・特認校制度は、上記の通学区域を超えた学校への就学を認める制度です。
 - ・現在の特認校は「甲南第三小学校」、「朝宮小学校」、「多羅尾小学校」の3小学校です。



21

- 次に特認校に対する考え方についてご説明します。
- 特認校制度は、平成24年に制定した甲賀市特認校制度実施要綱に基づき、特例的に市内全域から特定の小学校への就学を認める制度のことです。
- 子どもたちが通学する学校は、学校教育法施行令により、教育委員会は、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならないと規定しており、本市では、「甲賀市立学校通学区域規則」を制定し、設置している各小中学校の通学区域を定め、通学区域内の学校を就学すべき学校と指定しているところです。
- 原則としては、通学区域内で指定している学校へ通学いただくべきところですが、特認校制度は、この通学区域を超えた学校への就学を認める制度となっています。
- 制度制定時の特認校は、5校でしたが、山内、鮎河小学校の再編に伴い、現在は甲南第三小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校の3校を特認校と定めています。

07-02

特認校に対する考え方

特認校制度の目的

児童数のきわめて少ない学校において、少人数の良さを生かした特色ある教育活動を展開することで、きわめて小規模の学校の児童数を増加させることにより、学校のさらなる活性化を図り、児童が互いに切磋琢磨して高めあえる環境作りをめざすため。

特認校制度の現状

平成25年度からの制度導入以降、対象の各校においては、児童数は減少傾向もしくはきわめて少ない児童数で横ばいの状況が続いています。
また、市全体の児童数は、平成25年度から令和7年度で20%以上減少しており、今後も減少が見込まれます。

※令和8年以降の児童数については、住民基本台帳に基づく児童数を計上しています。

22

- 特認校制度を開始した目的は、児童数のきわめて少ない学校において、少人数の良さを生かした特色ある教育活動を展開することで、きわめて小規模の学校の児童数を増加させることにより、学校のさらなる活性化を図り、子どもたちが互いに切磋琢磨して高めあえる環境作りをめざすために実施いたしました。
- ここで言う「切磋琢磨」とは、「仲間同士互いに励ましあって努力すること」だと考えており、子どもたちに競争を強いる環境を作り出すのではなく、子どもたちが仲間同士互いに励ましあい、努力する機会を日々の日常の中で作っていきたいという考え方のものです。
- 次に特認校制度の現状です。制度導入から今年度で13年が経過しましたが、児童数は減少傾向、もしくは横ばいの状況が続いています。
- 冒頭でもお伝えしましたが、市全体の児童数は平成25年度から令和7年度で、20%以上も減少しており、今後も減少が見込まれることから、制度利用者数についても、減少することが見込まれます。

07-03

特認校に対する考え方

特認校制度の今後

特認校制度に関する案内、また、特認校制度Q&Aにおいて、学校再編実施時等における対応について、それぞれ、以下のとおり説明しています。

【ご案内】

■特認校就学の取り消し

また、就学している特認校が休校等により、就学ができなくなる場合においては、当該特認校就学を取り消します。

【特認校制度Q&A】

Q8.在籍中に学校が再編された場合はどうするの？

在籍校が再編された時は、現在の就学を取り消し、その後の就学校についてはご相談の上、対応させていただきます。

・制度導入時から20%以上児童数が減少し、今後も全市的に児童数の減少が続くことが見込まれる中で、引き続き特認校制度の運用を続けることは、制度利用による他の児童の就学環境にも大きな影響を与える可能性が危惧されます。

・一方で、保護者の皆様との意見交換会やパブリック・コメントなどを通じて、特認校制度の趣旨とは異なる需要があることが判明したことから、それらの需要に対応する施策を検討しています。

23

- 続いて、特認校制度の今後についてです。
- 学校再編の実施時等における特認校の対応については、それぞれ次のとおり説明しています。
- まず、特認校制度のご案内では、就学している特認校が休校等により、就学ができなくなる場合においては、当該特認校就学を取り消しますとしています。
- また、特認校制度のQ&Aでは、「在籍校が再編された時は、現在の就学を取り消し、その後の就学校についてはご相談の上、対応させていただきます。」とお答えしております。
- 制度導入時から13年を経て、今後も全市的に児童数の減少が続くことが見込まれる中で、引き続き特認校制度の運用を続けることは、制度利用による他の学校の児童の就学環境にも影響を与える可能性が危惧されます。
- このことから、学校再編の実施と合わせて特認校の位置付けをそれぞれ終了してまいります。
- 一方で、保護者の皆様との意見交換会やパブリック・コメントなどを通じて、現在の特認校に、特認校制度の趣旨とは異なる需要があることが判明したことから、それらの需要に対応する施策を検討しております。

07-04 特認校に対する考え方

特色ある教育活動および学びの多様化への対応

○ 第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)での位置付け

- これまで行ってきた取り組みの評価を行い、再編後の学校や関係する教育機関において、各学校で展開されてきた少人数の良さを生かした特色ある教育活動や多様な学びを継承する等の取り組みを進めていきます。

○ 学びの多様化への対応

- 令和6年度から全小学校にスペシャル・サポート・ルーム(SSR)を設置するとともに、スクーリングケアサポートによる個々に寄り添ったきめ細やかな支援を行っています。
- 学校以外の多様な学びの場として教育支援センターの支援員を増員し、個別対応を実施しています。
- 民間のフリースクール利用時にかかる授業料や交通費を補助し、学びの多様化への取り組みを進めています。

今後の取り組み

○ 再編校においても、学校に行きづらい児童や教育的支援が必要な児童に対しては、児童一人ひとりに応じた対応策を学校として検討するとともに、その要因の解消に努めます。

○ 児童や保護者の希望を尊重したうえで、校内における少人数教室設置の検討、スペシャル・サポート・ルームの充実、教育支援センター等の関係機関、さらに、市学びの多様化学校の設置を検討し、学べる環境を整えることで、多様な学びを継承したいと考えています。

- 特認校制度の見直しを行うにあたって、特色ある教育活動及び学びの多様化への対応について、次のとおり計画に位置付けているとともに、取り組みを進めています。
- まず、計画での位置づけについてですが、計画中では、「これまで行ってきた取り組みの評価を行い、再編後の学校や関係する教育機関において、各学校で展開されてきた少人数の良さを生かした特色ある教育活動や多様な学びを継承する等の取り組みを進めていきます。」と位置付けています。
- また、現在取り組んでいる学びの多様化への対応としては、令和6年度から、全小学校にスペシャル・サポート・ルームを設置するとともに、スクーリングケアサポートによる個々に寄り添ったきめ細やかな支援を行っています。
- また、学校以外の多様な学びの場として、教育支援センターの支援員を増員し、個別対応を実施したり、民間のフリースクール利用時にかかる授業料や交通費を補助し、学びの多様化への取り組みを進めているところです。
- 次に今後の取り組みについての考え方をご説明します。
- 再編校においても、学校に行きづらい児童や、教育的支援が必要な児童に対しては、児童一人一人に応じた対応策を学校として検討するとともに、その要因の解消に努めてまいります。
- また、児童や保護者の皆様の希望を尊重したうえで、校内における少人数教室の設置検討や、スペシャル・サポート・ルームの充実、教育支援センターなどの関係機関や市学びの多様化学校の設置を検討し、子どもたちの学べる環境を整えることで、多様な学びを継承したいと考えています。

08-01

通学手段について

安全な通学手段の確保

- 学校再編の有無に関わらず、通学手段については、小学校は4km、中学校は6km以内であれば、それぞれ徒歩・自転車での通学を基本とします。
- ただし、地理的条件により徒歩や自転車での通学が困難な場合や、通学距離に関わらず、登下校時に何らかの危険が生じると予想される地域は、児童生徒の公共交通機関を利用した通学を認めることとし、通学費の助成などを行います。

再編により通学距離が延びる場合

- 学校再編を実施したことにより、通学距離が延びる地域の児童については、スクールバス等の運行について、運行経路や乗車地点等について保護者の皆様等と協議をしながら安全な通学手段を確保します。
- スクールバス等を導入する際には、学校再編を実施するまでの期間において、運行予定経路での試運転を兼ねた乗車体験の実施や、学校周辺の安全対策を実施するなど、児童や保護者の皆様だけでなく、周辺地域の皆様の不安解消に努めるとともに、通学路の点検や見守り等、地域の皆様のご協力も得ながら、安全確保に努めます。

25

- 次に、通学手段についてご説明します。
- 本計画において、まず、安全な通学手段の確保として、市全体の通学の基本的な考え方として、次のようにお示ししています。
- 学校再編の有無に関わらず、通学手段については、小学校は4km、中学校は6km以内であれば、それぞれ徒歩・自転車での通学を基本とします。
- ただし、地理的条件により通学が困難な場合や、登下校時になんらかの危険が生じると予想される地域は、児童生徒の公共交通機関を利用した通学を認めることとし、通学費の助成などを行います。
- この考え方については、これまでと変わったところはございません。
- 一方で、再編により通学距離が延びる場合についてです。
- 学校再編により、通学距離が延びる地域の児童については、スクールバス等の運行について、運行経路や乗車地点などについて、保護者の皆様等と協議をしながら安全な通学手段を確保してまいりたいと考えています。
- また、スクールバス等を導入する際には、学校周辺の安全対策を実施するなど、児童や保護者の皆様だけでなく、周辺地域の皆様の不安解消に努めるとともに、通学路の点検や見守り等、地域の皆様のご協力も得ながら、安全確保に努めてまいります。

08-02

通学手段について

スクールバスを運行した場合に考えられる運行手法

【コミュニティバス混乗型】

- 既存のコミュニティバスに混乗する形で通学します。
- 現在、市内でバス通学を行っている児童・生徒は、全てこの形で通学しています。
- 大人、中高生と混乗になるため、様々な目が行き届きやすく、コミュニティの醸成につながりますが、座席数が限られることから、必ず着席できる環境がない可能性があります。

【全部委託型】

- バス車両、バス運転手、運行管理等、全てバス運行事業者に委託します。
- バスを利用する児童数に合わせて車両サイズを変更するため、必ず全員着席した状況で運行します。

【一部委託型】

- スクールバス車両を市が保有し、運転業務を事業者に委託します。
- 車両が市保有となることから、整備委託の可否等により、委託の内容が大きく変わります。

【市直営型】

- スクールバス車両を市が保有し、運転業務も市が雇用した職員が行います。

※ 全部委託、一部委託、市直営のいずれにおいても、現時点では中学生との混乗は検討していません。

26

- 通学手段については、保護者の皆様との意見交換会やパブリック・コメントでも、特に多くのご心配のお声をいただいております。
- また、昨今、全国的にもバス乗務員の不足は大きな問題となっています。
- このことから、スクールバスの運行に当たっては、あらゆる手法を検討しなければならないと考えており、バスを使用した通学手法としては、大きく4つ考えられます。
- まず、既存の通学と同様に、コミュニティバスに混乗する手法です。コミュニティバスに乗車することで、大人や中高生と混乗になるため、様々な目が行き届きやすく、コミュニティの醸成につながりますが、座席数が限られることから、必ず着席できる環境がない可能性があります。
- 次に、「全部委託型」です。バス車両、運転手、運行管理等、運行に関する全てをバス事業者に委託する形です。
- バスを利用する児童数に併せて車両を手配いただくので全員着席の前提で運行します。
- 次に、「一部委託型」です。スクールバス車両を市が保有し、運転業務などを事業者に委託します。スクールバスは対価を得ずに運行するので、法律上は必ずしもバス事業者でなくとも委託が可能となるため、委託先の幅が広がります。
- 最後に、「市直営型」です。事業者に委託せず、市が運転手を直接雇用し、運行業務を担うものです。
- これら4つのうち、現在、全部委託型から市直営型までの3つの手法を市では検討を行っています。
- なお、いずれの手法においても現時点ではスクールバスを運行するにあたり、中学生の混乗については検討していません。

08-03

通学手段について

運行車両の案



マイクロバス車両 (20名乗車)



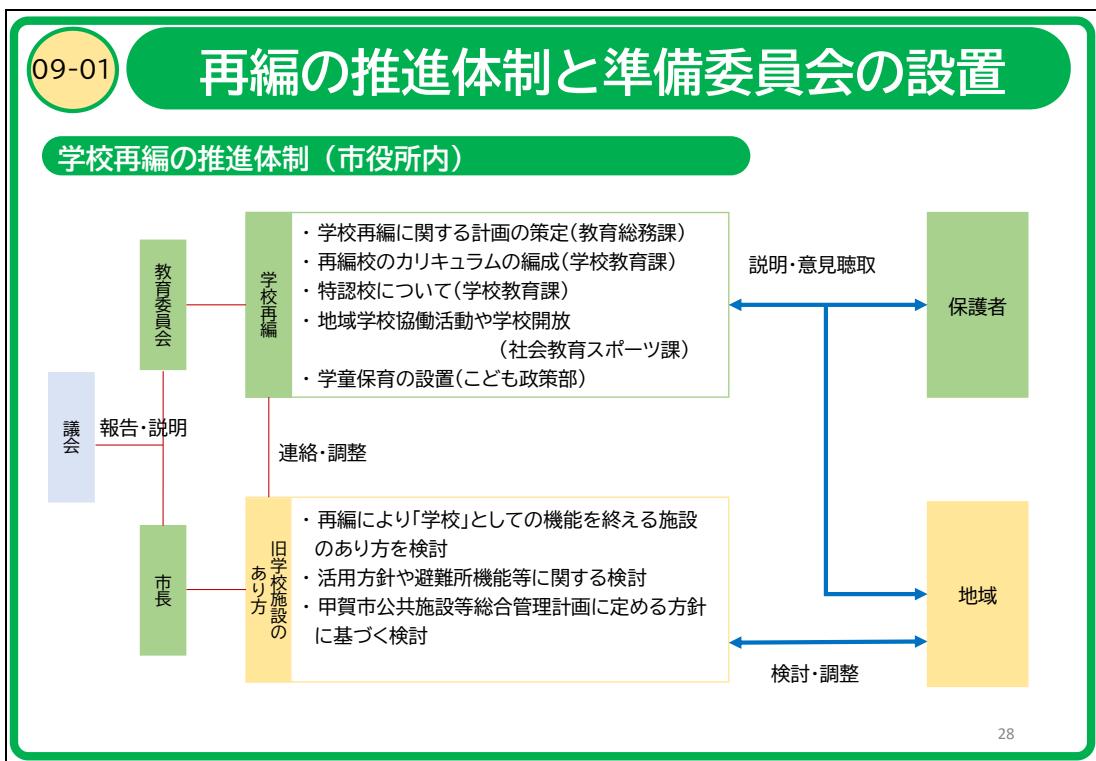
ワゴン車両(8名乗車)

<参考>
※引用画像は、いずれも三菱ふそうトラック・バス株式会社、トヨタ自動車株式会社ホームページ上より引用
三菱ふそうトラック・バス株式会社(<https://www.mitsubishi-fuso.com/ja/product/rosa/>)
トヨタ自動車株式会社(https://toyota.jp/coaster/grade/?padid=from_coaster_top_bottommenu_grade / <https://toyota.jp/hiacewagon/>)

想定中のルート案

ルート名	想定人数	使用車両	片道距離	乗車時間	備考
黄瀬・牧ルート	18人	マイクロバス	8.1km	約20分	○ 想定のルート案は、R10年の現時点での見込みから検討しているものであり、児童数や居住状況から変更となる可能性があります。
宮町・黄瀬・牧ルート	19人	マイクロバス	9.4km	約25分	○ 上記と同様に、保護者の皆様等との協議の中で、変更となる可能性があります。
勅旨ルート	18人	マイクロバス	7.6km	約20分	○ 安全性確保のため、立席、補助席、助手席の利用は行わず、全員着席状態での運行を想定しています。
田代・ハイランドルート	19人	マイクロバス	8.2km	約20分	
ニュータウン・柞原・杉山・中野ルート	20人	マイクロバス	5.8km	約15分	
朝宮ルート	13人	マイクロバス	9.2km	約20分	
小川ルート	8人	ワゴン	6.3km	約10分	
多羅尾・小川出・北新田ルート	5人	ワゴン	17.7km	約25分	

- 次に、運行車両についてですが、マイクロバス車両又はワゴン車両を検討しています。
- 特に、信楽地域は集落内を運行する場合、狭い道が多く、中型バスや大型バスの運行は難しいと考えることから、これらの車両で検討を進めております。
- また、再編を予定している令和10年時点の児童の居住状況や道路状況から8つのルート案を作成しています。
- この案は今後、保護者の皆様等との協議のたたき台として作成しているものであり、協議の中で変更となる可能性があります。
- ルートの検討にあたっては、実際に担当者が検討しているルートの道路状況や幅員等を調査を行い、検討も行っています。



- 次に、学校再編の推進体制などについて、ご説明します。
- まず、市内部の推進体制についてです。
- 学校再編の実施にあたり、学校再編に関する計画の策定や、再編校のカリキュラムの編成、地域学校協働活動や学校開放、学童保育の設置等の学校再編のセクションについては、学校の管理・運営を所管する教育委員会を中心に、特に保護者の皆様へのご説明や意見聴取を行い進めてまいります。
- 一方で、学校再編により、「学校」としての位置付けを終える旧学校施設のあり方や活用方針、避難所機能等に関する検討などについては、総合政策部を中心とする市長部局において、特に地域の皆様との検討・調整により進めてまいりたいと考えております。

09-02

再編の推進体制と準備委員会の設置

学校再編準備委員会の設置

○ 設置の目的
学校再編により新たに設置する学校（以下、「再編校」という。）について、より詳細な計画である実施計画（アクションプラン）を策定するにあたり、保護者の皆様や地域の皆様との検討・調整等を行う場として設置します。

学校再編準備委員会

【構成】
① 保護者の代表（各小学校PTAからの選出を想定）
② 地域の代表（各自治振興会からの選出を想定）
③ 学校運営協議会の代表（各小学校からの選出を想定）
④ 地域学校協働本部の代表（各本部からの選出を想定）
⑤ 学校の代表（各小学校から選出）

【主な議題】
校名・校章・校歌の選定、標準服・体操服、通学路・通学手段、地域学校協働活動、PTA活動など

【その他】
個別テーマを深く議論するため、部会を設置します。

市議会
→ 市長部局
→ 教育委員会
→ 学校再編準備委員会
↑ 報告・説明
↓ 協議・共有
→ ①提案
→ ②検討・確認
→ ③旧学校のあり方の検討
→ ④自治振興会との調整

- 次に、学校再編準備委員会の設置についてです。
- 第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）にも記載のとおり、信楽中学校区の学校再編の方向性として、5つの小学校を1つに再編することとしています。また、令和10年4月からの再編校開校に向け、再編を実施する学校における学校教育や環境整備を示す計画として、保護者の皆様等のご意見を反映した実施計画、再編校アクションプランを策定することとしています。
- 実施計画を策定するにあたり、保護者の皆様や地域の皆様との検討・調整などを行う場として「学校再編準備委員会」を設置します。
- 学校再編準備委員会の構成としては、①保護者の代表者、各小学校のPTAからの選出を想定しています、②地域の代表者、各自治振興会からの選出を想定しています。③学校運営協議会の代表、④地域学校協働本部の代表、⑤学校の代表、各小学校長を想定しており、全体で25人程度の委員構成となるようにしたいと考えております。
- 学校再編準備委員会で議論いただく主な議題としては、校名や校章、校歌の選定方法及び選定に係る検討や標準服・体操服の採用についての検討、通学路や通学手段、地域学校協働活動、PTA活動などについて実施計画策定にあたり、それぞれのお立場からご意見をいただきたいと考えております。
- さらに、通学路や通学手段など、個別テーマについて深く議論が必要なテーマもあることから、部会の設置についても予定しております。
- また、この準備委員会での検討にあたり、各小学校区での課題感や心配事はそれぞれ違うと思います。説明が必要であれば、職員が伺い説明もさせていただきますので、ご連絡いただければと思います。

10 今後の進め方

学校再編の進め方

令和7年9月	第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定	現在地
令和8年1月	保護者等の皆様へ第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)をご説明	
令和8年2月 ～3月	学校再編準備委員会の設置及び委員選出のお願い	
令和8年4月～	学校再編準備委員会において、実施計画についての意見聴取・方針の確認(～11月)	
令和8年11月	教育委員会会議で実施計画について審議	
令和8年12月	教育委員会会議(地教行法※に基づく会議)で学校(機能)の設置、廃止について審議	
令和9年3月	教育委員会会議で学校(機能)の設置、廃止について議決された場合、学校(施設) の設置、廃止について、市議会へ議案を上程、審議	

- これまでの説明を踏まえて、今後の学校再編の進め方についてです。
- 現在、保護者の皆様へ策定した基本計画をご説明するところにいます。
- 今後、学校再編準備委員会の設置にあたり、構成する団体等へ委員選出を年度内にお願いさせていただきたいと考えております。
- その後、学校再編準備委員会において、令和10年4月からの再編校開校に向け、詳細な姿をお示しするために策定する実施計画について、委員の皆様のご意見をお伺いし、令和8年11を目標に策定してまいります。
- 実施計画を策定し、再編校の詳細な姿が固まったところで、学校機能に関する設置や廃止等の権限を有する教育委員会の会議において再編校の設置、またそれに伴う学校機能の廃止について審議を行います。
- 教育委員会会議において、再編校の設置及び既設校の廃止について議決された場合、市立学校設置に関する条例である「甲賀市立学校条例」に再編校を位置付けるとともに、既設校の施設を「学校」としての用途を廃止するために、条例の改正について議案を上程し、議会において審議をいただきます。
- 条例の改正が認められると、廃止された施設は、「学校」という行政的な機能の位置付けを終えることになりますが、今後の施設のあり方については、「甲賀市公共施設等総合管理計画」に定める方針に沿って、建物の性能や安全性、老朽度等を踏まえながら、地域のご意向を伺いながら、総合的に検討されることとなります。

●以降のスライドについては、これまでに実施しました、意見交換会やパブリック・コメントで
いただきましたご意見に対する市の考え方をお示ししたものです。
時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、ご確認いただければと思います。
以上で、第2次甲賀市小中学校再編計画についての説明とさせていただきます。

11-01

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問①

- 再編を実施するのであれば、スクールバスをしっかりと整備してほしい。
- スクールバスは整備されるのか。
- 信楽高原鐵道を利用しての通学は、小学生には非常に負担である。

ご意見・ご質問に対する市の考え方①

- 学校再編の実施により、現在通学している学校よりも遠距離となる児童の通学について
は、スクールバスの導入を基本として、検討を進めています。
- あらゆる可能性を含めて、子どもたちや保護者の皆様にとって負担が少なく、持続可能
な通学手法を、保護者の皆様や地域の皆様とともに検討したいと考えています。

11-02

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問②

- 小中一貫教育の導入ということは、中高一貫校のように、小学校・中学校いずれかの校舎に小1～中3までの9学年を集めるということか。
- 同じ校舎で学ばないのであれば、小中一貫教育とは言えないのではないか。

ご意見・ご質問に対する市の考え方②

- 小中一貫教育には、様々な形があり、小学校6年・中学校3年という概念ではなく、1～9年生という概念をもった「義務教育学校」や、小学校・中学校という概念はそのままに、9年間の義務教育期間中のめざす子どもの姿を共有し、9年間を通した「地域学」等の教育課程（カリキュラム）を編成する「小中一貫型小・中学校」があり、本市では、「小中一貫型小・中学校」の実現に向けた取り組みを進めます。
- 「小中一貫型小・中学校」は「施設一体型」・「施設隣接型」・「施設分離型」があり、いずれの型となるかは、各中学校区の状況によって異なります。

11-03

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問③

- 学校再編に際し、クラスの人数の増加や、新環境への戸惑い等、子どもたちの心理的不安が高まる可能性があるので、心理的ケアを充実してほしい。
- 子どもたちが感じるショックや残念な気持ちに対する心理的なフォローをしっかりとと考えてほしい。

ご意見・ご質問に対する市の考え方③

- 学校再編の前後において、安全安心で充実した教育環境を整えるための人員や、教職員の加配、子どもたちの心理的ケアを行う人員の配置などについて、国や県の制度を活用しながら、一定の期間、配置する必要があると考えています。

11-04

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問④

- 子どもたちが大・小選択可能な制度を構築してはどうか。
- 学校を選択できる制度が必要。

ご意見・ご質問に対する市の考え方④

- 学校選択制は、県内では大津市が中学校区内における隣接区域選択制及び葛川小・中学校への特認校制度を導入しているほか、近江八幡市において、学校規模適正化のため、過大、大規模、標準規模校から、小規模校へ通学することについて、通学区域の弾力化を図るとともに、沖島小学校への特認校制度を導入されています。
- 両地域では、学校選択を実施できる学校が同区域内に過大、大規模、標準規模の学校が大半であり、一部地域を除き中学校区内の大半の学校が小規模校である当市とは、大きく状況が異なっています。
- また、学校選択制の導入は、学校施設の状況により受け入れが困難な場合があることや、中学校区を跨ぐ設定により、通学距離が長距離化する可能性もあることから、現時点での導入は難しいと考えています。

11-05

これまでにいただいたご意見やご質問

ご意見・ご質問⑤

- 再編を行う場合、中心となる学校に吸収されるということになるのか。それともあたらしい学校として立ち上げられるのか。

ご意見・ご質問に対する市の考え方⑤

- 学校再編を行うにあたっては、人数の少ない学校を多い学校に吸収する「統合」ではなく、再編対象となる学校で、新しい学校として立ち上げを行います。
- ただし、学校施設等については、既存の学校を使用することとし、再編により新たな場所に学校施設を建築することはありません。